

今月の相談

お気軽にご相談ください

生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。(当日の電話相談も受け付けます。)

相談日	3日 (水)	10日 (水)	17日 (水)	24日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------

◆時 間 午前9時～正午
◆場 所 平林会館1階料理講習室
◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631



宮城県司法書士会による出張相談会（無料）

◆相談日 10日(水)
◆時 間 午後1時～4時
◆場 所 平林会館1階料理講習室
◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

消費生活相談

相談は予約不要で、電話での相談もできます。

相談日	3日 (水)	10日 (水)	17日 (水)	24日 (水)	31日 (水)
-----	-----------	------------	------------	------------	------------

◆時 間 午前9時～午後4時
◆場 所 平林会館2階第3研修室
◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

米軍実弾射撃訓練の実施について

王城寺原演習場において実施される沖縄駐留米海兵隊による沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の概要をお知らせします。

＜訓練概要＞

■展開・撤収

令和元年7月中旬から8月上旬まで

■射撃訓練日程

7月23日(火)から8月1日(木)まで
(10日間のうち8日間実施)

■訓練規模

規模：中隊レベル
人員：約250名
車両：約45両
砲数：6門

■訓練内容

155mm榴弾砲による実弾射撃訓練及び
小火器による実弾射撃砲陣地防御訓練

■問い合わせ先

企画財政課 ☎341-8510

お知らせ

村職員募集

令和2年度採用の村職員を次の要領で募集します。

◆採用予定

初級 行政 若干名

◆受験資格

平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業又は卒業見込みの方、卒業程度の能力を有すると認められる方。

◆受付期間

7月1日(月)～8月5日(月)

◆試験日及び試験会場

9月22日(日)
東北大学

◆申込・問い合わせ先

総務課 ☎345-5111

学び支援員募集

中学校では、生徒の学習の基礎・基本の確実な定着や家庭学習の習慣形成を図り、学力向上につなげていくために学習会を開催しています。その際、生徒の自学自習のサポートをしていただく「学び支援員」を募集しています。

◆要件

大学生以上の学生、一般の方

◆期間

夏季休業期間中の約10日間
午前 中学3年生
午後 中学1、2年生
9月から2月までの放課後
約20日間

◆その他

謝金・交通費支給

◆申込期限

7月12日(金)

◆申込・問い合わせ先

学校教育課
☎341-8517

おおひら万葉まつりボランティアスタッフ募集

8月24日(土)に万葉クリエートパークで開催する「おおひら万葉まつり」のボランティアスタッフを募集します。
ぜひ一緒に祭りを盛り上げましょう。

◆対象者 村内に在住、又は村内に勤務している方
◆内 容 会場案内・ステージ進行・万葉衣装撮影補助など

◆申込期限 7月12日(金)

◆申込・問い合わせ先 産業振興課
☎341-8514



黒川郡連合青年団の萩原聖之団長が来庁され、児童・生徒の育成を目的として3月に開催された「くろかわチャリティコンサート」の収益金の一部を寄附していただきました。
寄附金は、小、中学校の図書購入に活用させていただきます。

「寄附ありがとうございます」

消費生活相談窓口から ＊転ばぬ先の消費者知識＊

☆送り付け商法

「送り付け商法」とは注文した覚えのない荷物が送られてきて代金を請求されるという商法です。

最近では代金を後から請求するのではなく、荷物の配達の際に代金を回収する代引きサービスを利用した手口が増えています。近年、大手通販会社を利用して宅配で荷物を配達してもらう方法が広く利用されているため、荷物の送り主や中身をよく確認しないで受け取ってしまうケースが多くなっています。荷物は家族が受け取ったり、宅配ボックスや郵便受けに投函されていることもあります。

事例

いつも利用している大手通販会社から代引きで荷物が届いた。自分は不在だったが家族が代金を払って受け取ってしまった。

トラブルを防ぐために

①受け取らない(受取拒否・受取保留)

身に覚えのない荷物は受け取らないようにしましょう。家族宛などでわからない場合は、一旦持ち帰ってもらいましょう。荷物の送り状に書いてある住所等はメモしておくとういでしょう。

②払わない

もし受け取った後で注文していないことがわかった場合、請求書が入っていてもお金を払う必要はありません。事例のように代引きで支払ってしまった場合は、代金の請求は販売元・発送元に行います。

③食べない・捨てない・使わない

受け取った商品は勝手に使用したり処分したりしないようにしましょう。
商品を受け取った日から14日間経過した時、または業者に引き取りを依頼してから7日間経過したときは処分しても大丈夫です。商品を受け取った日時がわかるもの(伝票等)を保管しておきましょう。
不安な時は消費生活相談窓口にご相談してください。



◆問い合わせ先 住民生活課
☎341-8512

納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 7月31日(水)

税目等 \ 納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村県民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
介護保険料	1期		2期		3期		4期		5期	6期		
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513